

ひとり親世帯をはじめとしたヤングケアラーの実態調査について

ヤングケアラーへの支援については、様々な関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であるため、本市で令和3年4月に立ち上げた孤独・孤立対策プロジェクトチームの取組の一つに位置付け、まずは実態調査の実施に向けた協議を進めているところです。

様々な生活環境が想定されるヤングケアラーの実態については、子ども自身・保護者・関係機関の認識を深めつつ、まずは、本市としてしっかりと実態把握を行うため、当事者となり得る可能性のある本人等にとどまらず、当該世帯の生活状況を把握している支援者（団体）等からも広く調査を行いたいと考えております。

今回、ひとり親世帯をはじめとした様々な生活環境の方々を対象に、アンケート調査を実施することについて、御報告します。

1 国の動き

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、子どもやその保護者に関わる様々な団体等が連携し、アウトリーチによる支援が重要であるという理由から、令和3年3月、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが立ち上げられました。

同チームは、同年5月にとりまとめた報告の中で、今後取り組むべき3つの施策（①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上）を示しており、この取組は、今夏に策定された経済財政運営の指針「骨太の方針」にも反映されています。

2 本市の取組

孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、取組の融合、更なる充実・強化を図るとともに、ヤングケアラー等の新たな社会問題に取り組むため、令和3年4月1日付けで「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」を設置しました。

同チームでは、上記1の国の動きを踏まえつつ、ヤングケアラーの問題を集中的に検討するための部会を6月に設置・開催し、7月中旬以降、実態調査を順次進めることとしました。

3 実態調査の内容

(1) 目的

ヤングケアラーを生み出している生活環境等の実態把握を行い、その家庭に必要とされている支援がどのようなものなのか、また、その実現のためには本市としてどのような仕組みづくりが必要なのか等を検証していくことを目的に実施します。

(2) 実施方法

当事者になり得る可能性のある本人等，また当該世帯の生活状況を把握している支援者（団体）等へ調査します。

調査内容は，ヤングケアラーの認知度，子どもが従事している家事や介護の内容，当該世帯に必要と考える支援の内容等について，7月中旬以降，順次アンケート調査を実施する予定です。

(3) 調査対象・方法等

ア 調査対象等 …別紙1

イ 調査内容（案）…別紙2-1～別紙2-7

ウ 調査時期

ひとり親世帯は，例年8月に各区役所・支所にご提出いただいている児童扶養手当の現況届関係書類の中にアンケート用紙を同封し，ひとり親の方を対象に任意の提出で実施します。現在，7月中旬以降の発送に向けて封入等の作業中です。

他の調査についても，順次実施していきます。

4 実態調査後の取組

今回のアンケートを含むヤングケアラーの実態調査結果については，次回の孤独・孤立対策プロジェクトチーム会議において，関係課で共有し，課題の抽出や対応策の検討を進めてまいります。

なお，令和3年12月～令和4年1月には，孤独・孤立の実態把握について，国の全国調査が予定されているため，それらの結果も踏まえ，より効果的な仕組みの構築を進めてまいります。

ヤングケアラーに関する実態調査について（案）

本人等への調査だけでなく、当該世帯の生活状況を把握している支援者（団体）等からも広く調査する。

<基本的な方向性>

- ヤングケアラーを生み出している生活環境等の実態を把握し、その家庭に必要とされている支援がどのようなものなのかを検証していく。
- 支援者（団体）等については、これらの取組を通じて、ヤングケアラーに関する問題意識の喚起にもつなげる。

7月中旬以降 順次実施

(調査対象)

(調査方法)

(調査担当)

直接本人又は
世帯に対する
調査

別紙2-1

市立中学生
市立高校生

学校を通じて調査票配布
(約33,000人)

教育委員会

2-2

ひとり親世帯

約13,000世帯へ調査票郵送

子ども若者
はぐくみ局

2-3

要保護児童等のいる世帯

各区役所・支所要保護児童対策
地域協議会事務局職員

2-4

高齢者世帯（在宅介護）

公益社団法人京都府介護支援専員会会員
地域包括支援センター職員

2-5

障害者世帯（在宅介護）

計画相談支援事業所職員
障害者地域生活支援センター職員

保健福祉局

2-6

生活保護受給者世帯

各区役所・支所ケースワーカー

2-7

共働きの子育て世帯等

保育所又は児童館職員 等

子ども若者
はぐくみ局

複合的な課題を抱えた世帯

地域あんしん支援員

保健福祉局

保護者・生徒の皆様

京都市立〇〇〇学校

学校長 〇〇 〇〇

「中高生の生活実態に関するアンケート（ヤングケアラー実態調査）」ご協力をお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負うことで、本人の成長や教育に影響があるといった課題があり、現在、「ヤングケアラー」とそのご家族への支援が強く求められています。

国においても、昨年 1 2 月に初の全国調査が実施され、今年 4 月に公表された結果によると、自身を「ヤングケアラー」と自覚している中高生は約 2 % であり、また、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがない中高生は 8 割を超えるなど、まずは「ヤングケアラー」についての認識を広めるとともに、今後、具体的な支援施策へ繋げていくことが必要になってきております。

こうした中、本市においても、福祉、子育て、教育等に関わる関係局が連携し、取組を進めているところですが、今回、「ヤングケアラー」に対する認知度を高め、支援を必要とされるご家庭を着実な支援策に繋げるため、当事者となり得る中学生や高校生に対するアンケート調査の協力依頼がありました。

より良い支援策を検討するためには、できる限り多くの回答が必要であることから、本校においてもアンケート調査に協力したいと考えておりますので、以下の調査概要をご確認いただき、お子様の調査回答に、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆◇調査概要◆◇

- 7 月中旬に、市立中学校・高等学校の全生徒を対象として、学校で実施します。
- 無記名で、学校のパソコンを使い回答を入力いただきます（個人が特定されることはありません）。
- 答えにくい質問は回答しなくても構いません。また回答しないことによる不利益もありません。
- 主には、ご家庭での過ごし方等に関する内容です。質問項目は、京都市教育委員会のホームページからご覧いただけます。
「学校教育」→「児童・生徒の健全育成」→「中高生の生活実態に関するアンケート（ヤングケアラー実態調査）」
- ヤングケアラーに係る他のアンケート調査等も踏まえ、後日、集計結果を公表します（時期未定）。

※ 「ヤングケアラー」とは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています（厚生労働省 HP から）。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の成長や教育等に影響があるといった課題があります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration:izumi shiga

(参考)「ヤングケアラー」についての説明や、全国調査の概要については、厚生労働省ホームページを参照してください。<<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>>

<アンケートに関する問い合わせ先>

京都市教育委員会生徒指導課 「ヤングケアラーに関するアンケート調査」担当

TEL:075-213-5622 FAX:075-213-5237 (受付:午前 8 時 45 分~午後 5 時 30 分(土日祝を除く))

「中高生の生活実態に関するアンケート（ヤングケアラー実態調査）」（案）

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつれなかったりなどして、悩んだり困ったりしている子どもが、早く子どもらしく過ごせるように支援していくために調査をしています。

このアンケートは京都市立中学校・高等学校の全生徒を対象として実施するもので、教育委員会が集計しますので、個人が特定されることはありません。また、答えにくい質問は回答しなくても構いませんし、回答しないことによる不利益もありません。より良い支援策を検討していくためにも、できる限り多くの生徒の皆さんの協力をお願いします。

そして、家族のケア やお手伝いをする事自体は素晴らしいことですが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー」という言葉を是非覚えてください。

また、身体的・精神的な負担、あるいは、時間の感覚的長さなど、感じ方は人それぞれです。回答に際しては、考え込まないで、自分の感覚で教えてください。

I. 基本情報

問1 あなたの学年を教えてください。（あてはまる番号 1 つに○）

- 1 中学1年生
- 2 中学2年生
- 3 中学3年生
- 4 高校1年生
- 5 高校2年生
- 6 高校3年生
- 7 高校4年生

問2 あなたの性別を教えてください。（あてはまる番号 1 つに○）

- 1 男
- 2 女
- 3 その他

問3 あなたの住んでいる行政区等を教えてください。（あてはまる番号 1 つに○）

- 1 北区
- 2 上京区
- 3 中京区
- 4 下京区
- 5 東山区
- 6 南区
- 7 左京区
- 8 山科区
- 9 右京区
- 10 西京区
- 11 伏見区
- 12 京都市外

問4 現在一緒に住んでいる家族について教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖母
- 4 祖父
- 5 兄・姉→（ ）人
- 6 弟・妹→（ ）人
- 7 その他（ ）人

問5 あなたの健康状態について教えてください。(あてはまる番号 1 つに○)
1 よい
2 まあよい
3 ふつう
4 あまりよくない
5 よくない
Ⅱ. 普段の生活についてお伺いします。
問6 学校への通学状況等について教えてください。(あてはまる番号 1 つに○)
① 出席状況
1. ほとんど欠席しない
2. たまに欠席する
3. よく欠席する
② 遅刻や早退の状況
1. ほとんどしない
2. たまにする
3. よくする
問7 部活動(学校外での活動を含む)に参加していますか。(あてはまる番号 1 つに○)
1. 参加している
2. 参加していない
問8 普段の学校生活等において、以下の中であてはまるものはありますか。(あてはまる番号すべてに○)
1. 授業中に居眠りすることが多い
2. 宿題や課題ができていないことが多い
3. 持ち物の忘れ物が多い
4. 部活動や習い事を休むことが多い
5. 提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い
6. 修学旅行などの宿泊行事を欠席する
7. 保健室で過ごすことが多い
8. 学校では1人で過ごすことが多い
9. 友人と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない
10. 特にない
問9 現在、悩んだり困っていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)
1. 友人との関係のこと
2. 学業成績のこと
3. 進路のこと
4. 部活動のこと
5. 学費(授業料)など学校生活に必要なお金のこと
6. 塾(通信含む)や習い事ができない
7. 家庭の経済的状況のこと
8. 自分と家族との関係のこと
9. 家族内の人間関係のこと(両親の仲が良くないなど)
10. 病気や障がいのある家族のこと
11. 自分のために使える時間が少ない
12. その他()
13. 特にない
問10 問9で1～12のいずれかを回答した方にお聞きします。回答した悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいますか。(あてはまる番号 1 つに○)
1. 相談相手や話を聞いてくれる人がいる
2. 相談相手や話を聞いてくれる人がいない
3. 相談や話はしたくない
Ⅲ. 家庭や家族のことについてお伺いします。
問11 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(ここで「お世話」とは本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをすることです。)(あてはまる番号 1 つに○)
1. いる
2. いない ⇒問20 へ

問12 問11で「1. いる」と回答した方にお聞きます。お世話の状況についてお教えてください。
① お世話を必要としている方（それぞれの方について、あてはまる番号すべてに○）
1. 母親
2. 父親
3. 祖母
4. 祖父
5. きょうだい
6. その他
② お世話を必要としている方の状況やあなたが行っているお世話について教えてください。お世話を必要としている方が複数いる場合はそれぞれの方についてお答えください。
a) お世話を必要としている方の状況を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）
この設問に答えなければ次の設問へ進んでください。
1. 高齢（65歳以上）
2. 幼い
3. 要介護（介護が必要な状態）
4. 認知症
5. 身体障がい
6. 知的障がい
7. 精神疾患（疑い含む）
8. 依存症（アルコール依存症、ギャンブル依存症など）（疑い含む）
9. 7, 8以外の病気
10. その他（ ）
b) あなたが行っているお世話の内容を教えてください。（それぞれの方について、あてはまる番号すべてに○）
この設問に答えなければ次の設問へ進んでください。
1. 家事（食事の準備や掃除、洗濯）
2. きょうだいの世話や保育所等への送迎など
3. 身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）
4. 外出の付き添い（買い物、散歩など）
5. 通院の付き添い
6. 感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）
7. 見守り
8. 通訳（日本語や手話など）
9. 金銭管理
10. 薬の管理
11. その他（ ）
★以下は、お世話を必要としている方が複数いる場合も、それぞれの方ごとではなく一括でお答えください。
③ お世話は誰と行っていますか。（あてはまる番号すべてに○）
1. 母親
2. 父親
3. 祖母
4. 祖父
5. きょうだい
6. 親戚の人
7. 自分のみ
8. 福祉サービス（ヘルパーなど）を利用
9. その他（ ）
④ お世話はいつから行っていますか。お世話を始めた年齢をお答えください。（はっきりとわからない場合は、だいたい年齢でまいません）（それぞれの方ごとではなく一括でお答えください。）
（ ）歳から
⑤ お世話をしている頻度を教えてください。（あてはまる番号1つに○）（それぞれの方ごとではなく一括でお答えください。）
1. ほぼ毎日
2. 週に3～5日
3. 週に1～2日
4. 1か月に数日
5. その他（ ）

<p>⑥ 平日にお世話はどれくらい行っていますか。時間数をお答えください。（日によって異なる場合は、この1か月の中で最も長かった日の時間をお答えください）（それぞれの方ごとではなく一括でお答えください。）</p>
<p>1日（ ）時間程度</p>
<p>問13 お世話をしていることで、やりたいけど、できていないことはありますか。（あてはまる番号すべてに○）</p>
<p>1. 学校に行きたくても行けない</p>
<p>2. どうしても学校を遅刻・早退してしまう</p>
<p>3. 宿題をする時間や勉強する時間が取れない</p>
<p>4. 睡眠が十分に取れない</p>
<p>5. 友人と遊ぶことができない</p>
<p>6. 部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった</p>
<p>7. 進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した</p>
<p>8. 自分の時間が取れない</p>
<p>9. その他（ ）</p>
<p>10. 特になし</p>
<p>問14 お世話をすることにきつさを感じていますか。（あてはまる番号すべてに○）</p>
<p>1. 身体的にきつい</p>
<p>2. 精神的にきつい</p>
<p>3. 時間的余裕がない</p>
<p>4. 特にきつさは感じていない</p>
<p>問15 お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか。（あてはまる番号1つに○）</p>
<p>1. ある ⇒問16へ</p>
<p>2. ない ⇒問17へ</p>
<p>問16 問15で「1. ある」と回答した方にお聞きます。それは誰ですか。（あてはまる番号すべてに○）</p>
<p>1. 家族（父、母、祖父、祖母、きょうだい）</p>
<p>2. 親戚（おじ、おばなど）</p>
<p>3. 友人</p>
<p>4. 学校の先生（保健室の先生以外）</p>
<p>5. 保健室の先生</p>
<p>6. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー</p>
<p>7. 医師や看護師、その他病院の人</p>
<p>8. ヘルパーやケアマネ、福祉サービスの人</p>
<p>9. 役所や保健センターの人</p>
<p>10. 近所の人</p>
<p>11. SNS 上での知り合い</p>
<p>12. その他（ ）</p>
<p>問17 問15で「2. ない」と回答した方にお聞きます。相談していない理由を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）</p>
<p>1. 誰かに相談するほどの悩みではない</p>
<p>2. 家族外の人に相談するような悩みではない</p>
<p>3. 誰に相談するのがよいかわからない</p>
<p>4. 相談できる人が身近にいない</p>
<p>5. 家族のことのため話しにくい</p>
<p>6. 家族のことを知られたくない</p>
<p>7. 家族に対して偏見を持たれたくない</p>
<p>8. 相談しても状況が変わるとは思わない</p>
<p>9. その他（ ）</p>
<p>問18 問15で「2. ない」と回答した方にお聞きます。お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを聞いてくれる人はいますか。（あてはまる番号1つに○）</p>
<p>1. いる</p>
<p>2. いない</p>

問19 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援はありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 自分のいまの状況について話を聞いてほしい
 2. 家族のお世話について相談にのってほしい
 3. 家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい
 4. 自分が行っているお世話のすべてを代わってくれる人やサービスがほしい
 5. 自分が行っているお世話の一部を代わってくれる人やサービスがほしい
- ⇒具体的にどんなお世話、もしくはどんな時ですか ()
6. 自由に使える時間がほしい
 7. 進路や就職など将来の相談にのってほしい
 8. 学校の勉強や受験勉強など学習のサポート
 9. 家庭への経済的な支援
 10. その他 ()
 11. 特にない
 12. わからない

IV. ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことをいいます。

(ヤングケアラーのイメージ)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

問20 あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。(あてはまる番号 1 つに○)
1. あてはまる
2. あてはまらない
3. わからない
問21 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。(あてはまる番号 1 つに○)
1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない
問22 問21 で「1. 聞いたことがあり、内容も知っている」「2. 聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した方にお聞きします。「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。(あてはまる番号すべてに○)
1. テレビや新聞, ラジオ
2. 雑誌や本
3. SNS やインターネット
4. 広報やチラシ, 掲示物
5. イベントや交流会など
6. 学校
7. 友人・知人から聞いた
8. その他 ()
自由記述欄 (ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことや, 要望等なんでも)
アンケートにご協力いただきありがとうございました。

児童扶養手当受給者の皆様へ

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課

ヤングケアラーに関するアンケートについて（協力依頼）

日頃は、本市の保健福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、大人に代わって家族の介護や世話をする子ども（以下「ヤングケアラー」と言います。）について、支援を検討するためのプロジェクトチームが国で立ち上げられたところです。

本市においても、まずはヤングケアラーの実態を把握するため、本市で取り組んでいる孤独・孤立対策プロジェクトチームの取組の一環として、アンケートを実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、裏面のアンケートにご協力をお願いいたします。

アンケートの回答は任意ですので、ご協力いただける方のみ同封の現況届（こちらは提出必須です。）の提出時に、お住いの区役所・支所子どもはぐくみ室子育て推進担当窓口に設置してあるアンケート回収ボックスにご提出願います。

なお、このアンケートは現況届提出の機会を活用して実施するものですが、皆様の回答が児童扶養手当の算定等に影響を与えるものではありませんので、ありのままをお答えいただければ幸いです。

また、今回は児童扶養手当受給者の皆様を対象に行っておりますが、今後、その他の世帯や関係団体への実施も検討しております。

※ ヤングケアラー・・・法令上の定義はなく、国の調査では「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童」と定義されています。

また、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の成長や教育に影響があるといった課題があると言われていています。

ヤングケアラーのお子様が所属する世帯に対してどのような支援を行うことができるのか国や各自治体で検討を進めている状況であり、本市においても今回のアンケートを基にどのような支援ができるのか検討を進めてまいります。

<アンケートに関する問い合わせ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課自立支援担当

住 所：〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1

中信御池ビル7階

TEL：222-4309

FAX：354-5189

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝及び年末年始を除く）

【アンケート調査票】

【問1】

ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。

- 知っている 聞いたことはあるが良く知らない 知らない

【問2】

あなた（児童扶養手当受給者）の現状は、次のどれに当てはまりますか。

- 就労中 求職中 療養中 その他（ ）

【問3】

児童扶養手当対象のお子様は、次のどれに当てはまりますか。

- 高校生※（ 人） 高校生以外※（ 人） 中学生（ 人） 小学生（ 人） 未就学児（ 人）

※ 高校生には、専門学校等の学生も含まれます。また、高校生以外とは、中学校を卒業した18歳以下のお子様（特別児童扶養手当の対象者は20歳未満のお子様）のうち、高校生以外の方を指します。以下【問5】も同様です。

【問4】

お子様が日常的に家事や家族の世話（お手伝い程度のものを除く。）をしていることはありますか。

- ある ない（質問は以上です。ご協力ありがとうございました。）

※ 本来大人が担うべきと思われるような内容のもの（例：夕ご飯の支度、子どものお迎え、家族の介護等）を指します。具体的な定義はありませんので、感覚的にお答えください。

〈以下は、【問4】で「ある」と回答した方にお聞きします。〉

【問5】

日常的に家事や家族の世話をしているお子様の年齢について、当てはまるもの全てにチェックしてください。

- 高校生（ 人） 高校生以外（ 人） 中学生（ 人） 小学生（ 人） 未就学児（ 人）

【問6】

お子様が日常的にしているもの全てにチェックしてください。

- 家族（ ）の介護 兄弟姉妹の世話 家族（ ）の通院や外出時の付き添い
 金銭管理や諸手続 家族（ ）の服薬管理 家事（ ） その他（ ）

※ 家族の（ ）部分には、お子様から見た続柄（例：祖父）を記入してください。

【問7】

お子様が家事や家族の世話に従事している合計時間は、1日当たりどれぐらいですか。

- 1時間未満 1時間以上3時間未満 3時間以上

【問8】

お子様が家事や家族の世話に従事することで、お子様の成長や教育に影響が出ていると感じることはありますか。

- ある（良い影響） ある（悪い影響） ない

〈以下は、【問8】で「ある（悪い影響）」と回答した方にお聞きします。〉

【問9】

どのようなサービスや支援を利用できれば、お子様の負担が少なくなると思いますか。

- 家族の介護（食事・入浴等） 保育園等の送迎 家族の通院や外出時の付き添い 金銭管理
 服薬管理 お子様達の居場所づくり 家事代行（ ） その他（ ）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

(案)

「ヤングケアラー」についてお聞きします。

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。（厚生労働省HPから）

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ち等に影響があるといった課題があります。

<事例 1 >



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

<事例 2 >



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

<事例 3 >



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

<事例 4 >



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている

<事例 5 >



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

<事例 6 >



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

<事例 7 >



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

<事例 8 >



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

<事例 9 >



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

<事例 10 >



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

Q 1 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録数と、その中でヤングケアラーと思われる子どもの件数を回答してください。

また、ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合、別紙に必要事項を記載し、提出してください。

	登録件数		うち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数（詳細は別紙に記載してください。）	
要保護児童ケース登録数		件		件
要支援児童ケース登録数		件		件
特定妊婦ケース登録数		件		件

Q2 ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。

(当てはまる項目について、チェック願います。(ドロップダウンリストの☑)を選択願います)

(↓チェック☑願います。)

1. 自らの状態が支援機関に相談できる状態であると、ヤングケアラーが知ること。
2. 家事や家族の世話に関して困った時に相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること。
3. 学校生活や仕事で困ったことがある時に相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること。
4. 家事や家族の世話をしている他のヤングケアラーと話し合えること。
5. 福祉サービスに関する情報を、ヤングケアラーやその家族がわかりやすく得られること。
6. ヤングケアラーやその家族を見守る地域のネットワークがあること。
7. ヤングケアラーが行っているケアの内容が、福祉サービスで代替可能であることを、ヤングケアラーやその家族が知ること
8. 子育て支援等の相談機関やサービスを、高齢者・障害者福祉関係機関や事業者等の職員が知ること
9. 高齢者・障害者福祉関係機関等のケースカンファレンス等に、学校関係者や子ども・若者の支援機関が参加すること。
10. 学校関係者や子ども・若者の支援機関のケースカンファレンス等に、高齢者・障害者福祉関係機関等の職員が参加すること。
11. その他
12. 特になし

【自由記載欄 上記の具体例等を記載願います。】

御協力ありがとうございました。

令和 3 年 ● 月 ● 日

公益社団法人京都府介護支援専門員会
地域包括支援センター
障害者地域生活支援センター
計画相談支援事業所

用

京都市保健福祉局
(担 当 所 属 名)

ヤングケアラーに関するアンケートについて（協力依頼）

日頃は、本市の保健福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、大人に代わって家族の介護や世話をする子ども（以下「ヤングケアラー」と言います。）について、支援を検討するためのプロジェクトチームが国で立ち上げられ、初の全国調査が実施されました。

本市におきましても、ヤングケアラーの実態を把握するため、本市で取り組んでいる孤独・孤立対策プロジェクトチームの取組の一環として、児童・障害・高齢の各分野で関係機関・支援者等にアンケート調査を実施することとしております。

つきましては、ヤングケアラーから介護や療養上の世話を受けている介護サービス利用者の有無及びその具体的な状況について把握するため、御多忙のところ恐れ入りますが、別添のアンケートについて、●月●日（●）までに、以下のメールアドレスまで御回答いただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、同一事業所に複数の会員がおられる場合は、事業所単位で回答いただいてもかまいません。

※ 本アンケートは、ヤングケアラー個人を特定するものではありません。

ヤングケアラーに関するアンケート調査票

(案)

「ヤングケアラー」についてお聞きします。

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。（厚生労働省HPから）

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ち等に影響があるといった課題があります。

<事例 1 >



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

<事例 2 >



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

<事例 3 >



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

<事例 4 >



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

<事例 5 >



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

<事例 6 >



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

<事例 7 >



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

<事例 8 >



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

<事例 9 >



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

<事例 10 >



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

Q1 ヤングケアラーの事例を見て、現在、担当している世帯に、ヤングケアラーと思われる者はいますか。

★ ヤングケアラーの対象年齢は、一般には18歳未満と定義されますが、今回のアンケートでは、30歳未満の者について回答願います。

(↓チェック☑願います。)

1. いる	→ Q2 及び別紙のアンケートにお進みください。
2. いない	→ Q2 へ
3. 分からない	→ Q3 へ

Q2 ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。

(当てはまる項目について、チェック願います。(ドロップダウンリストの☑)を選択願います)

(↓チェック☑願います。)

1. 自らの状態が支援機関に相談できる状態であると、ヤングケアラーが知ること。
2. 家族の介護や療養上の世話に関して困った時に相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること。
3. 学校生活や仕事で困ったことがある時に相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること。
4. 家族の介護や療養上の世話をしている他のヤングケアラーと話し合えること。
5. 介護・福祉サービスに関する情報を、ヤングケアラーやその家族がわかりやすく得られること。
6. ヤングケアラーやその家族を見守る地域のネットワークがあること。
7. ヤングケアラーの介護内容が、介護・福祉サービスで代替可能であることを、ヤングケアラーやその家族が知ること
8. 子育て支援等の他分野の相談機関やサービスを、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が知ること
9. サービス担当者会議やケースカンファレンスに、学校関係者や子ども・若者の支援機関が参加すること。
10. 学校関係者や子ども・若者の支援機関のケースカンファレンスに、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が参加すること。
11. その他
12. 特にない

【自由記載欄 上記の具体例等を記載願います。】

Q3 分からないと答えた理由について、御回答願います。

(↓チェック☑願います。)

1. 介護事業者において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している
2. 緊急度が高くないため、実態の把握が後回しになっている
3. 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
4. ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない。
5. その他 ()

【自由記載欄 上記の具体例等を記載願います。】

御協力ありがとうございました。今後、ヒアリング等での追加調査に御協力いただける場合は、御連絡先を以下に記載願います。

事業所名：

担当者名：

連絡先：

【ヤングケアラーに関するアンケート調査票】

(別紙)

〇行が足りない場合は適宜追加をしてください。

要介護・要支援対象者から見た世帯構成を記載してください。

ヤングケアラーの対象年齢は、30歳までとします。

主訴や把握している状況を記載してください。世話の内容は、調査票に示す<事例1>～<事例10>から選んでください

セル内での改行は「Alt+Enter」同時押ししてください。

要介護者・要支援者から見た続柄を記載してください。

整理番号	関わり	ヤングケアラーが介助をしている当該要介護・要支援者の				ヤングケアラーの										ヤングケアラー以外の支援可能な親族の有無	その他 支援の工夫や連携した関係機関等
		年齢	要介護度	状態	利用サービス	世帯構成	年齢	続柄	性別	職業	同居・別居	世話の内容	時間/日	ヤングケアラーの課題			
例1	ケアプラン担当	71	要介護2	・認知症	・訪問介護(週3)	・配偶者(69歳 要支援1) ・長女夫婦(共働き) ・孫	14	孫	女	中学生	同居	10	1.0	・勉強時間がとれない	無		
例2	ケアマネ支援・地域ケア会議	85	要介護3	・徘徊 ・暴言	・訪問介護(週3) ・デイサービス(週3)	・長女(無職) ・孫	26	孫	男	無職	別居	4, 10	6.0	・仕事をあきらめている	無		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	

(案)

「ヤングケアラー」についてお聞きします。

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。（厚生労働省HPから）

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ち等に影響があるといった課題があります。

<事例 1 >



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

<事例 2 >



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

<事例 3 >



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

<事例 4 >



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

<事例 5 >



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

<事例 6 >



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

<事例 7 >



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

<事例 8 >



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

<事例 9 >



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

<事例 10 >



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

Q1 ヤングケアラーの事例を見て、現在、担当している世帯に、ヤングケアラーと思われる者はいますか。

★ ヤングケアラーの対象年齢は、一般には18歳未満と定義されますが、今回のアンケートでは、30歳未満の者について回答願います。

(↓チェック☑願います。)

1. いる	→ Q2 及び別紙のアンケートにお進みください。
2. いない	→ Q2 へ
3. 分からない	→ Q3 へ

Q2 ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。

(当てはまる項目について、チェック願います。(ドロップダウンリストの☑)を選択願います)

(↓チェック☑願います。) ※複数選択可

1. 自らの状態が支援機関に相談できる状態であると、ヤングケアラーが知ること。
2. 家族の介助に関して困った時に相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること。
3. 学校生活や仕事で困ったことがある時に相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること。
4. 家族の介助をしている他のヤングケアラーと話し合えること。
5. ヤングケアラーやその家族が、介護・福祉サービスに関する情報をわかりやすく得られること。
6. ヤングケアラーやその家族を見守る地域のネットワークがあること。
7. ヤングケアラーの実態が望ましい状態でないことを被支援者やその家族が知ること。
8. ヤングケアラーの介助内容が、介護・福祉サービスで代替可能であることを、ヤングケアラーやその家族が知ること
9. サービス担当者会議やケースカンファレンスに、学校関係者や子ども・若者の支援機関が参加すること。
10. 学校関係者や子ども・若者の支援機関のケースカンファレンスに、ケアマネジャーや相談支援専門員が参加すること。
11. その他
12. 特にない

【自由記載欄 上記の具体例等を記載願います。】

Q3 分からないと答えた理由について、御回答願います。

(↓チェック☑願います。)

1. 障害福祉サービス事業者において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している
2. 緊急度が高くないため、実態の把握が後回しになっている
3. 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
4. ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない。
5. その他 ()

【自由記載欄 上記の具体例等を記載願います。】

御協力ありがとうございました。今後、ヒアリング等での追加調査に御協力いただける場合は、御連絡先を以下に記載願います。

事業所名：

担当者名：

連絡先：

【ヤングケアラーに関するアンケート調査票】

(別紙)

○行が足りない場合は適宜行追加をしてください。

要介護・要支援対象者から見た世帯構成を記載してください。

ヤングケアラーの対象年齢は、30歳までとします。

主訴や把握している状況を記載してください。世話の内容は、調査票に示す<事例1>～<事例10>から選んでください

セル内での改行は「Alt+Enter」同時押ししてください。

要介護者・要支援者から見た続柄を記載してください。

整理番号	ヤングケアラーが介助をしている当該要支援者の					ヤングケアラーの										ヤングケアラー以外の支援可能な親族の有無	その他 支援の工夫や連携した関係機関等
	年齢	障害種類	障害等級	障害支援区分	利用サービス	世帯構成	年齢	続柄	性別	職業	同居・別居	世話の内容	時間/日	ヤングケアラーの課題			
例1	40	精神	2	4	・居宅介護 ・移動支援	・本人 ・妻(40歳 精神障害) ・長男(14歳) ・次男(8歳)	14	長男	男	中学生	同居	2, 4	2.0	・勉強時間がとれない ・友人と遊ぶ時間がない	無		
例2	50	身体	1級	6	・重度訪問介護	・本人 ・妻(50歳 身体障害) ・長女(26歳)	26	長女	女	なし	同居	1, 9, 10	6.0	・仕事をあきらめている	無		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	

(案)

「ヤングケアラー」についてお聞きします。

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。(厚生労働省HPから)

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ち等に影響があるといった課題があります。

<事例 1 >



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

<事例 2 >



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

<事例 3 >



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

<事例 4 >



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

<事例 5 >



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

<事例 6 >



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

<事例 7 >



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

<事例 8 >



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

<事例 9 >



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

<事例 10 >



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

Q1 ヤングケアラーの事例を見て、現在、担当している世帯に、ヤングケアラーと思われる児童・生徒はいますか。

★ ヤングケアラーの対象年齢は、一般には18歳未満と定義されています。

(↓チェック☑願います。)

1. いる	→ Q2 及び別紙のアンケートにお進みください。
2. いない	→ 質問は以上です。ありがとうございました。

Q2 ヤングケアラーのいる世帯について、児童・生徒の支援を巡って、ケースワーカーとして大変な思いをされたことがありますか。あれば、その内容を記載願います。

Q3 ヤングケアラーのいる世帯について、関係機関等との連携も含め、ケースワーカーが支援を行い、児童・生徒の負担が改善した事例がありますか。あれば、その内容を記載願います。

今後、ヒアリング等の追加調査に協力いただける場合には、以下にも記載をお願いします。

福祉事務所名：

担当者名：

【ヤングケアラーに関するアンケート調査票】

(別紙)

○行が足りない場合は適宜行追加をしてください。

世帯主から見た世帯構成

調査票に示す<事例1～10>から選んでください
※重複回答可

整理番号	ヤングケアラーが属する世帯の世帯主			ヤングケアラー自身						生活福祉課以外で関わっている公的機関等	その他の特筆事項
	年齢	性別	世帯構成	年齢	性別	所属	世話の内容	具体的な内容	児童・生徒の課題		
例1	40	女性	(主) 長女 12歳 次女 5歳	12	女性	小学生	2, 7	(主)に代わって家事をしている	登校できていない	小学校 子どもはぐくみ室	
例2	45	男性	(主) 妻 44歳 長男 17歳	17	男性	高校生	1	障害のある(主)の介護をしている	就職が難しいと言われている	地域障害者支援センター	
1											
2											
3											
4											
5											

令和3年 月 日

各運営団体 代表者様

京都市子ども若者はぐくみ局
(〇〇担当 △△△ - △△△△)**ヤングケアラーに関するアンケートについて（協力依頼）**

平素は、〇〇事業の運営に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
先般、大人に代わって家族の介護や世話をする子ども（以下「ヤングケアラー」と言います。）について、支援を検討するためのプロジェクトチームが国で立ち上げられたところです。

本市においても、まずはヤングケアラーの実態を把握するため、今年度設置した孤独・孤立対策プロジェクトチームの取組の一環として、各分野の関係団体の皆様に対してアンケートを実施することといたしました。

つきましては、大変お手数をおかけしますが、別紙回答様式について、〇月〇日（〇）までに御回答いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

裏面に参考事例有

○ヤングケアラー事例

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。（厚生労働省HPから）

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ち等に影響があるといった課題があります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

【回答先 E-mail: _____】

施設名	
連絡先	
担当者名	

【問1】ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。

選択してください (知っている
 聞いたことはあるが良く知らない
 知らない)

【問2】きょうだい児が単独で頻繁に(or定期的に)利用児童のお迎えにくる世帯がありますか(「頻繁に」、「定期的に」は2日に1回程度)。

選択してください (ある
 ない)

【問3】【問2】で「ある」の場合、該当する子どもは何人いますか。

人程度

【問4】【問2】の『お迎え』以外で、ヤングケアラーと疑われる事例を見られたことはありますか(事例は依頼文の裏面参照)。

選択してください (ある
 ない)

【問5】ヤングケアラーの状態にある子どもがいる世帯に対して、どのような取組が必要と考えますか(優先度が高いと考えるものを2つまで選択してください)。

- ヤングケアラーであることに気付かせてあげること(認知度の向上)
- もっと活用できる支援があることを教えてあげること(既存の施策の周知)
- 子ども自身が相談できる窓口を設けること
- 保護者や支援機関などが相談できる窓口を設けること
- その他

(_____)

※ 【問2】、【問4】で「ある」と回答された施設に、後日、問い合わせ等を行う場合がございますので御協力下さい。

————アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。————

